



利益相反管理方針(概要)

ノーザン・トラスト・グローバル・インベストメンツ株式会社

1. 目的

当社は、金融商品取引法に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針(以下「本方針」という。)を策定しています。

本方針は、当社が行う業務に関し、顧客の利益が不当に害されることのないよう、当該業務に関する情報を適正に管理し、かつ当該業務の実施状況を適切に監視することを目的とします。

2. 利益相反のおそれのある取引の種類・特定等のプロセス

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社又は当社の親金融機関等(下記3に定義する。)若しくは子金融機関等(下記3に定義する。)が行う取引のうち、顧客の利益を不当に害するおそれのある取引(以下「対象取引」という。)をいいます。

利益相反は、①当社及び/又は当社の関係会社と顧客との利益相反、又は②当社の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「顧客」とは、当社の行う「金融商品関連業務」に関して、①既に取引関係のある顧客、又は、②取引関係に入る可能性のある顧客をいいます。

「金融商品関連業務」とは、当社の行う金融商品取引業及び金融商品取引法35条1項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の種類・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の種類としては以下のものが考えられます。しかし、これらの種類は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではありません。なお、必要に応じ、将来の追加・修正があり得ます。

- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の犠牲により、経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合(忠実義務型)。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客を相手方とする取引をする場合(自己代理型)。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手の側に立つ取引をする場合(双方代理型)。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の取引相手との間の、顧客と競合する取引をする場合(競合取引型)。
- 当社又は当社関係者が保護すべき顧客の非公開情報の利用等を通じ、自己又は第三者の利益を得る取引をする場合(情報利用型)。



なお、当社は、金融商品取引法その他の法令上の禁止行為のうち、「利益相反のおそれのある取引」に該当するものについては、本方針にしたがって「特定」をしますが、その「管理」については、既存の法令等遵守態勢に従い行います。

また、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮します。

(3) 取引例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

- 自己またはその利害関係人との間における取引を内容とした運用
- 運用財産相互間における取引を行うことを内容とした運用
- 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(スキャルピング行為)。
- 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用をすること(アームズレングスでない取引行為)。
- 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと(情報利用行為)。
- 損失補てんまたは利益追加のため権利者・第三者に対し財産上の利益を提供すること(損失補てんの禁止)。
- 自己・第三者の利益を図るため、権利者の利益を害する取引を内容とした運用
- 関係外国法人等が発行等する有価証券を顧客資産に組み入れること。
- 当社の投資運用方法に照らし、可能性が極めて小さいが、第一種金融商品取引業における顧客の非公開情報(たとえば、当該顧客の財務状況、勧誘を行った外国投資信託の運用成績、損益等)を利用して、資産運用業の顧客の利益を図ることを目的とした運用の指図を行うこと。

(4) 利益相反のおそれのある取引の特定等のプロセス

① 投資顧問業務の担当者は、上記2(3)の取引例をはじめとする法令や日本投資顧問業協会の規則に定められる「利益相反禁止行為」に該当するおそれのある取引を認識した場合、コンプライアンス部に速やかに連絡します。

② コンプライアンス部は、「利益相反のおそれのある取引」に該当すると判断した場合は、その特定した「利益相反のおそれのある取引」に対して適切な管理方法を選択し、それに基づいた管理をするよう、投資運用営業部に指示をします。

③ コンプライアンス部は、「利益相反のおそれのある取引」の「特定」「管理方法」について、記録し、これを5年間保存します。



3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記 2(1)のとおり、対象取引は、当社又は当社の関係会社が行う取引であります(当社の親金融機関等又は子金融機関等のことを「当社の関係者」という。)

「当社の関係者」とは、当社の①親法人等、②親法人等の子法人等、③親法人等の関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)協同組織金融機関、(d)株式会社商工組合中央金庫、(e)保険会社(外国保険会社等も含む。)、(f)無尽会社、(g)証券金融会社等、(h)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

平成21年6月1日現在、当社の関係者のうち、国内業務に関連する業務を行う会社はありません。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保します(次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限りません。)

- 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理担当者の設置

コンプライアンス・オフィサーを利益相反管理担当者とします。

利益相反管理担当者は営業部門からの独立性を保証され、具体的な案件の処理について営業部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理担当者は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理担当者の職責

利益相反管理担当者は、業務担当部署から独立した立場で以下の職責を担います。

対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施を当社等の業務担当部署に対して指示します。

利益相反管理担当者は、4半期ごとに、特定・管理した「利益相反のおそれのある取引」を取締役会へ報告する。ただし、経営に重大な影響を与える、又は顧客の利益が著しく阻害される事項については、速やかに取締役会に報告します。

定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。



顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当社の業務担当部署に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。

新規業務、新規運用手法、新規商品取扱い(以下「新規業務等」という。)を開始する場合には、当該営業部門の責任者は利益相反管理担当者に事前に連絡し、利益相反管理担当者は資産運用業の顧客と第一種金融商品取引業の顧客との間で利益相反が生じ得る可能性について担当部門とコンプライアンス部とともに十分な検討を行います。コンプライアンス部は担当部門と協議の上、潜在的利益相反のリスクを判定し、その結果を記録として残し、適切なモニタリングプロセスを構築します。

当社の役職員に対し、年1回、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理及び顧客の非公開情報の取扱いに関する研修を定期的実施し、利益相反取引の管理・非公開情報の管理についての周知徹底をします。

(3) 記録・保存

コンプライアンス部は、利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った措置について記録し、作成の日から5年間保存します。

以上